

支部ニュース

2023 年 12 月 No.601

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●自由法曹団東京支部 50 周年のつどい

*団東京支部 50 周年の集いのご報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・滝沢 香 1

*「憲法 9 条と核兵器禁止条約の運動を関連させた視点で」
・・・・・・・・・・・・・・・・川崎 哲 核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) 国際運営委員 3

*川崎哲さんの講演を聞いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・辻田 航 8

●優勝カントクかく語りきー「団スポ」をめぐるカントク

とGMの権力闘争の内幕・・・・・・・・・・・・・・・・・・君和田伸仁 9

●櫻井昌司さんを悼む・・・・・・・・・・・・・・・・・・山本裕夫 13

●特別報告集を作成します・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14



自由法曹団東京支部 50 周年のつどい

団東京支部50周年の集いのご報告

50 周年のつどい実行委員長 滝沢 香

自由法曹団東京支部 50 周年の集いは 11 月 17 日に無事執り行うことができました。ご参加いただいた皆様、準備にあたった支部執行部の皆さん、誠にありがとうございました。

50 周年の集いでは、過去を振り返ることに止まらず、日本と戦禍が広がる世界の状況をふまえ、これからの団支部の取組や活動に展望をもてる内容にすることに留意して準備をしてきました。

第 1 部のシンポジウムでは、来賓として東京三会各副会長と岩田研二郎団長からご挨拶をいただきました。

I CAN 事務局長からのビデオメッセージの後、川崎哲ピースボート共同代表からは「憲法 9 条と核兵器禁止条約の運動を関連させた視点で」と題して記念講演をいただきました。2008 年に幕張で開催された 9 条世界会議から始まり、NPT 再検討会議から I CAN のキャンペーンを経て核兵器禁止条約制定にいたる経緯、条約制定後の各国の状況や、条約によってどのような効果が生じているかについての明快なお話で、核兵器廃絶の実現は容易ではないながらも展望ももてる話でした。

続く支部団員企画は、若手団員トークリレー「新たな人権課題と東京支部の活躍」で、金子美晴支部事務局次長の司会で、66 期から 73 期の団員 6 人がそれぞれ取り組んでいるテーマを取り上げました。白神優理子団員（八王子合同法律事務所）は地域での野党共闘の取組について、西原和俊団員（弁護士法人・響）からは豊岡に支所を開設するなど新たな団事務所としての対応、加部歩人団員（東京法律事務所）からはウクライナ侵攻に反対するロシア人との交流、鈴木創大団員（旬報法律事務所）からはワーバーイーツなど労働契約によらない働き方についての取組、半田虎生団員（弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所）からは横須賀石炭訴訟などの環境問題への取組、油原麻帆団員（東京合同法律事務所）からは、「結婚の自由をすべての人に」訴訟などの取組が熱く語られました。それぞれが、そのテーマの最先端の専門家として生き生きと取り組んでいる様子は、多くの先輩団員にも頼もしく感じるものだったと思います。



第2部のレセプションでは野澤裕昭支部長の乾杯の後、来賓の東京地評の井澤智事務局長、国民救援会東京都本部の金高雅行会長、福島みずほ参議院議員、山添拓参議院議員の挨拶をいただき、形岡ななえさんの歌とピアノ演奏を聞きながら歓談をしました。その後、レセプションのときから会場に参加していただいていた「せやろが いおじさん」のスタンダップコメディ。金竜介団員からの集中して下さいという事前の注意喚起メールもあり、皆さん舞台に集中し、時事ネタに大爆笑、おひねりもとびかいました。終了後は、著作のサイン会で一緒に写真撮影をする人の列ができました。

その後、支部の50年を振り返るスライドショー上映で盛り上がり、小部正治元団東京支部長の閉会の挨拶でお開きとなりました。

集いにあわせて「自由法曹団東京支部創立50周年記念誌」を作成しました。といっても40周年の際にも記念誌を作成していますので、活動日誌はこの10年分です。野澤裕昭支部長の挨拶のほか、渡辺治一橋大学名誉教授の特別寄稿「自由法曹団東京支部と歩んだ40年」、この10年間に支部事務局次長を務めていただいた早田由布子団員、久保木太一団員、倉重都団員、藤原朋弘団員と西田穰幹事長支部幹事長による「若手団員座談会～自由法曹団東京支部50年度これからの展望」といづれも読み応えがありますので、是非お目通し下さい。

自由法曹団の活動は、常に民衆の要求や運動とともにあり、この東京においても、平和運動、救援運動、労働運動などと連携してきました。50周年を経て、今後の東京支部が、引き続きの民衆の期待に応えて活動を続けていくことを確認する集いになったのではないかと思います。

なお、支部執行部は、50周年番外編として、既に開催方法についてのアンケートをお諮りしていますボーリング大会をはじめ、いくつかのメニューを検討しているようです。引き続き、東京支部の活動にご注目、ご参加下さい。



「憲法9条と核兵器禁止条約の運動を関連させた視点で」

核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員 川崎 哲氏

メリッサ・パーク氏（核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）事務局長）からのビデオメッセージ

自由法曹団東京支部50周年記念講演会にて、ご挨拶の機会を賜りましたことに感謝申し上げます、御団体50周年にお祝いの言葉を添えたいと思います。特に日本国憲法第9条の擁護を含む平和活動に奔走する日本の皆様には連帯の意を示したいと思います。



世界中で緊張が高まり紛争が激化する中、私たちは核兵器の脅威と再び対峙しています。国際社会が核兵器廃絶のために行動することが、今日ほど重要かつ緊急であったことはありません。

核兵器保有国およびその同盟諸国は核抑止力に固執した言辞や政策をとり続けていますが、彼らは核兵器使用による人道的または環境的影響について言及することはありません。一般市民や彼らの愛する人々、住居や市全体を一瞬にして焼き尽くす業火、放射性降下物、土や水や気候の長期的汚染、起こり得る可能性が非常に高い地球規模の気候破壊による核の冬の到来、それによる複雑な地球の生態系の終焉、たとえ防衛や報復のためでも人類や環境をこのような形で危機に晒すことは、倫理的にも法的にも正当化できることはありません。核兵器廃絶が地球とその環境、そこに住む全ての生き物に敬意を表し保護するために必須であるという認識を世界規模で高めることが重要です。

ウクライナへの核兵器使用を示唆するロシアの脅威にも明らかなとおり、核兵器が平和と安定をもたらすどころか、現状の悪化と周囲への脅迫目的で利用されている事実を我々は日々目にしています。再び高まりつつある核戦争の脅威に対峙する最善の方法は、核抑止論に固執することではなく、全ての国が核の威嚇を厳しく批判し、核兵器禁止条約に加わることです。数千もの大量破壊兵器が厳戒態勢に置かれている状況がどういふわけかこの世界をより安全にするという考えはばかげています。事実、核保有国及び自国の防衛政策を核に依存する国は、その他の国々に核の脅威を押し付けています。

非核保有国の前向きな動きは、市民社会で現在勢いを増している運動、つまり核の現状に対し変革を求める運動と呼応しています。日本の被ばく者の方は、核兵器禁止条約の重要性、日本が本条約に署名することを訴えています。

本日はこの機会をいただきありがとうございました。御団体創立50周年記念、重ねておめでとうございます。そしてこの世界をより安全で平和にするために、日々努力をしてくださっていることに感謝を申し上げます。

ピースボートの活動紹介

ピースボートでは、憲法9条を実践するやり方で活動をしている。9条世界会議でも、「世界は、9条をえらび始めた」というスローガンをかかげた。当時は、イラク戦争において、アメリカがイラクに攻め入ったが、イラク国内の情勢を安定できないという事態が起きた。だからこそ、当時は、武力によらない形で平和を作る必要があるという運動が注目されていた。20年経ってアメリカがアフガニスタンから撤退し、テロ攻撃に対し、軍事力で対抗するのは失敗だったという総括がされたが、その後のロシアによるウクライナ侵攻や中東の情勢を見ると、アフガニスタンの教訓が生かされていない。

世界における核兵器の保有数

現在、世界には12000発以上の核兵器が存在し、その9割をアメリカとロシアが保有している。核兵器の保有数のピークは1980年代で、約7万発存在した。その後、レーガンやゴルバチョフにより核軍縮に転じることが話し合われ、1987年に米ソ間でINF条約が締結された。そして、急速に核兵器が減ったが、2000年代から減るペースが鈍化した。

さらに、現在は、核兵器を持っている国のリーダーが戦争を進めている。核抑止論の前提には、世界に核兵器があっても抑止が働いて、核戦争が起こらないだろうということが前提にある。核兵器を持っている人たちを信用できるなら、そういうことを言えるかもしれないが、その指導者が感情に突き動かされて、または個人的な損得から誤った判断をするという可能性が非常に高い。また、イスラエルは核兵器90発を保有しているが、ハマスに核兵器の抑止は効かなかった。

核不拡散条約（NPT）から核兵器禁止条約（TPNW）へ

核不拡散条約は、1970年に発効し、核兵器国はアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国で、非核兵器国は核を持たないこと（不拡散）、かわりに核兵器国は核軍縮するという内容の条約である。

しかし、核兵器国は核兵器を廃絶をしていないという現状があり、NPTだけでは核廃絶には限界があることが分かった。その後、ICANの運動が起こり、新しい核廃絶に向けた条約を作るため、核兵器への非人道的アプローチを基礎にして運動を続けている。非人道的アプローチというのは、核兵器を使われた際の被害に着目して、それをどのように避けるのかというアプローチである。ピースボートのおりづるプロジェクトでも、被ばく者の方に船に乗っていただき、各地でご自身の経験を語ってもらった。

2017年に核兵器禁止条約の交渉が開始し、市民と国家が強力して条約を成立させた。核兵器禁止条約は、核兵器を非人道的な兵器として全面的かつ完全に禁止し、核兵器の廃絶への道筋を定め、各被害者への援助を定めた条約である。特徴的なのは、製造、保有、使用、脅迫、協力することなどを包括的に禁止しており、兵器をなくすというだけでなく、兵器によって被害を受けた人々の権利を救済することである。

私は、核兵器のない世界を達成するためには、非核国が主導する必要があると考えている。現在、非核国は世界150か国以上であり、それらの国々が核兵器を保有しないという国際規範をしっかりと作り、そこに核依存国や核保有国を巻き込んでいくという段階で歴史を動かそうとしている。

今直面している課題は、残り半数の国をどのように説得していくかということである。例えば、地方自治体が支持を表明すること、国会議員に会議に集まってもらって核兵器禁止条約に加わってもらふ道筋を作ってもらふこと（議員誓約）などが考えられる。また、経済界では、非人道的な兵器は投資の対象にしないという動きが作られ始めている。奴隷制の廃止や現在ではLGBTQの問題のように、規範とともに、社会は変わる。このような社会の中で、安全保障ツールだという名の下で、核兵器などという人類を絶滅させることができるような兵器が存在していられるという異常な事態は、いずれ終わると考えている。問題なのは、私たち一人ひとりがどれだけそれに真剣に取り組むかということである。

核兵器国を核兵器禁止条約に加入させ、早期に施設を含む全核兵器計画を廃棄することを検証する国際機関を設けることが必要である。

核兵器禁止と原子力、核兵器禁止と軍事力

アボリジニは、国内での核実験の影響で被ばくもしたが、ウラン輸出のための採掘により、土地の収奪などの被害も受けた。また、福島の方々は、原子力発電の事故による被害も受けた。

核兵器禁止条約で定められている核被害者とは、核兵器の使用及び実験の被害者と定義づけられているため、核兵器の製造周辺の人々の被害、つまりウランの採掘による被害は限定的に解釈すれば、核被害者に含まれない。しかし、核兵器禁止条約には、使用、実験及び関連した活動によって汚染された環境を修復しなければならないと記載されているため、使用・実験以外の被害も含まれるはずである。

日本も、「いかなる場合も核兵器の開発・補修・使用・威嚇を援助・奨励しない」と宣言して、核兵器禁止条約に署名・批准することができる。日米安保条約には、核兵器については何ら定めていないため、このように宣言することは可能である。

戦争をなくすためには

広島では、被爆地からの呼びかけとして、ウクライナへの侵攻やガザへの侵攻の中止を求めており、そもそも戦争をなくすことを呼びかけている。

日本国憲法は「あの戦争」を繰り返さないために制定された。「あの戦争」というのは、第二次世界大戦を指すが、「あの戦争」というのは時代によって変化する。特に、最近是对テロ戦争やウクライナへの侵攻も起こっている。第二次世界大戦に対する理解があやふやな人からすれば、日本も軍事力を増強した方が戦争を防ぐことができるという帰結になる時代に入りつつある。

現在、国が国に対し、武力を行使してはならないという国家間の基本ルール（国連憲章や国際人道法）が揺らいでおり、国家間の基本ルールや法の支配を立て直す必要がある。

また、南北の問題（帝国主義や植民地主義）と東西の問題（核対立）の問題も交差していることを捉えなければならない。イスラエルの問題も植民地政策が原因であり、かつ、冷戦の影響を受けている視点で捉えなければならない。

そして、平和と正義の対立の問題もある。ウクライナの活動家の中でも、平和と人権、民主主義のために戦う必要があるという意見が強い。これをどのように克服してくかが難しいが、南北にせよ、東西にせよ、これだけ対立が続いている情勢の中で、憲法9条の非暴力・非軍事で解決していくのは、平和と正義の対立を乗り越えるツールになると考えている。

例えば、現在日本政府は、軍事費の大幅な増加、武器輸出の全面解禁、日米韓3か国での拡大抑止協議体の設置などを進めようとしている。G7 広島サミットでも、「国際社会における重要な課題について、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有する G7 各国の首脳が自由闊達な意見交換を行う」、「力による一方的な現状変更の試みやロシアが行っているような核兵器による威嚇、ましてや、その使用はあってはならないと断固として拒否し、法の支配に基づく国際秩序を守り抜く」ということが確認された。しかし、これは、ロシアによる核兵器を非難する一方で、自分たちの核兵器保有については抑止のため、または戦争を防ぐためであるから許されるという論理であり、そもそも基本的価値という平和を無視している。これは、民主主義、人権、平和を第二次世界大戦で確認したにもかかわらず、民主主義・人権のために核兵器を持つのは良いというのと同じである。国際法の適用は普遍的に適用される必要があり、普遍的に核兵器を禁止しようとしたのが核兵器禁止条約である。東西対立の背景を残したまま、自分たちの陣営のために都合よく国際法を解釈し、核兵器保有は認め、国際法を普遍的な適用はしないのは間違いである。

平和と民主主義

国連憲章第2条4項は「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と定めており、憲法9条と類似する。それは、どちらも第二次世界大戦の反省を踏まえているためである。

日本政府やG7が「法の支配」ということを言うが、彼らが「法の支配」を持ち出すのならば、「紛争の平和的解決」「軍縮」「核兵器廃絶」は国際法上の義務であるから、法の支配の一環として行わなければならない。

また、国際的にも、平和ということ自体が民主主義と並ぶ基本的価値であると認知され始めている。そもそも、民主主義のために戦争しても良いのならば、第二次世界大戦での日本との戦争は、民主主義のためのたたかいと認識されて、広島や長崎への原爆の投下は民主主義のための原爆投下ということで正当化されているわけで、私たちが民主主義のために戦って良いということであれば、何のためにあの被害はあったのか、そこから私たちは何を学んだのかということになる。仮に、民主主義のためと言われたとしても、あのような戦争の苦しみは許されないんだということから平和という価値が生まれた。そして、その平和を達成するためには国家権力を抑制しないといけないから、民主主義が平和と同じく位置づけられた。そのことを改めて提示していかないと、意図的に平和の価値が消されそうになっている中で、この日本社会はさらに大変な状況になっていく。

核抑止論

核抑止論の本質は、核兵器を使わなければ抑止されているから良いということだが、これは製造過程で被害者がいることを意図的に無視している。製造過程の被害にも目を向ければ、核保有そのものも問題になる。

また、核兵器の非人道性に関するウィーン会議２０２２の議長総括でも、ロシアによる核の威嚇は、核抑止論に基づく安全保障の脆弱性を示しており、核兵器は戦争を防ぐどころか、核武装国による戦争開始を後押ししているため、核抑止に基づく安全保障は持続可能でないとされているとおり、核兵器を保有している国が、核兵器を保有しているからこそ戦争を始めている。これに対し、核兵器禁止条約のように、核兵器をよらない形での安全保障を達成していくことが求められている。

最後に

今、本当に戦争が広がり、戦争には戦争の準備をとということが言われてきている中で、この危機を乗り越えて、次に危機を起こさない仕組みを作ることが求められている。核兵器に頼らない、軍事力への依存を減らした形での安全保障メカニズムの構築が、実は国内での民主主義の発展に密接に結びついていくという視点を持って、様々な運動を進めていく必要がある。

○質疑応答

・野澤裕昭支部長

核兵器廃絶と軍事力自体を放棄するという憲法９条の考え方の間には開きがあると考えているが、それを乗り越えていく道筋や方策をお聞きしたい。

回答：まずは、日本的な平和主義を国内で推し進めていく必要性を感じている。日本人は第二次世界大戦の記憶が薄れているので、日本国内で、第二次世界大戦の教訓を経て培った平和主義の土台を壊すような動きをどのように食い止めるのか、そして、今日の問題を解決する上でも平和主義が有用であることを国内でも議論を高めるということが大事であり、それが接点や乗り越え方につながっていくと考えている。



・小部団員

２０１０年の会議に参加していたが、当時、川崎さんは、条約が成立すると思っていたか。また、核兵器禁止条約が成立した背景を教えてください。

回答：必ず成立するという確信を持って、活動してきた。条約が成立するまで何十年もかかると言われてきた。しかし、１９９０年代前半は５万発存在した核兵器が、現在は１２０００発まで減った。核兵器の廃絶はやる気があればできる。

・中西団員

簡単に為政者が戦争の危機をあおって、核兵器の存在を肯定できる中で、どのように核兵器禁止条約を広めていけば良いのか。法律家として社会にどのように貢献できると考えていらっしゃるか。

回答：法律や国際法は意味がないというのが広まっているが、国際関係はルールによって形成されていることやその重要性を多くの法律の専門家や教師などが伝えていく必要がある。核兵器に頼っている国は少数で、安全保障は核兵器によって担保されなければならないというのは特殊。東アジアの緊張を解決するためには、そこを積極的に打開する外交を進めれば良いのであり、それをせずに核兵器の必要性を主張するのは極めて粗雑であると考えている。

・金団員

朝鮮民主主義人民共和国が核ミサイルを放棄する実現性についてお聞きしたい。

回答：核兵器の開発をやめて非核化することと、経済援助や国交正常化を合わせて進めていく必要がある。そして、朝鮮戦争を終結して、平和体制を構築するという包括的に解決し、地域の国々の安全が保障され、核兵器の開発が必要であるというロジック自体をなくす道筋を進める。南北朝鮮と日本が同時に核兵器禁止条約に入っていく枠組みを作ることが、北東アジアでの非核化を進めていく一つの道筋となる。

川崎哲さんの講演を聞いて

北千住法律事務所 辻田 航

11月17日に開催された自由法曹団東京支部50周年のつどいに参加し、川崎哲さんの記念講演をお聴きしました。

講演は、核兵器禁止条約や関連した観点で日本の平和運動についてのお話で、核とジェンダーの問題や、オーストラリアのアボリジニとウラン採掘の問題など、今まで知らなかったことを多く学びました。

印象に残ったのは、『あの戦争』と聞いたときに、世代によって何を思い浮かべるかが違うのではないかというお話でした。確かに、私自身も祖父母等から戦争体験を聞く機会があったわけではなく、一番古い戦争に関する記憶は、アフガニスタン侵攻やイラク戦争です。

今後の平和運動においては、いわゆる戦争体験が共有されていない前提での発信が求められているように感じました。

優勝カントクかく語りき ー「団スポ」をめぐるカントク とGMの権力闘争の内幕

東京法律事務所 君和田 伸仁

◆プロローグ ー優勝の歓喜の陰に

さる2023年11月2日の夕刻、大井ふ頭スポーツの森は、歓喜の渦に包まれていた。団東京支部主催のスポーツ大会（通称「団スポ」「団ソフト」）において、東京法律事務所チームがついに優勝を勝ち取ったのである（しかも、4戦全勝の完全優勝である）。1991年以来、実に32年ぶりの快挙であった。

しかし、この優勝に至るまでの長い道程において、カントクとGMの間に熾烈な権力闘争があったことは、あまり知られていない…。



第1章 カントクの誕生ーそれはたった1本のメールから始まった

事の発端は、今から17年前の2006年のことである。団スポを2日後に控えた、10月30日の夕刻、東京法律事務所のMLに、ある1本のメールが投稿された。いわく、「こんにちわ、自称監督の君和田です。誠に勝手ながら、本年度の団ソフトは、カントク（自称）として、優勝をめざしたいと思います」と…。

何でキミワダ氏がカントクに？ 団ソフトのような「草ソフト」で、チームを仕切るのは、4番を打ち、サードやレフトを守る野球経験者というのが定番である。しかし、キミワダ氏は、それまでピッチャーで9番という、言わば、ど〜でもよい存在に過ぎなかった。ましてや、人望、人徳がゼロ（！）であることは、誰もが疑わないところである…。いやいや、そんなことより、何で、草ソフトに監督が必要なんだ！！

MLに投稿されたメールは、奇想天外そのものであった。余りの奇抜さがウケたのか、からかい半分に、「カントク、団スポ当日はよろしく」などと口にする者が現れ始めた。

この年の成績は、3位であった。優勝を目指していた自称カントクには忸怩たる思いがあった。しかし、大会を終えて事務所に戻ると、思いもしない事態に遭遇する。大会に参加しなかった待機組の事務所所員が「カントク！ 3位おめでとうございます」、「カントク！ 来年は



優勝ですね」、「カントク！」「カントク！」などと、カントクを褒めたたえる祝福の嵐が湧きあがったのである。こうして、「自称」の2文字は消え去り、キミワダ氏のカントクとしての地位は不動のものとなった…。

第2章 カントク稼業はやめられないー「権力者」の蜜の味

高い電車賃を払って、はるばる大井競馬場あたりまで足を運びながら、試合に出ないんじゃない、つまんなくないですか？ などと問われることがある。しかし、そんなことを問うのは、「権力」の何たるかが分かっていない、サヨクの連中くらいなものだ…。

スタメンを決めるだけでなく、エラーした選手は、容赦なく交替させる。時にはパワハラまがいの罵詈雑言を浴びせることもある（「お前は、アホかよ！」というのがカントクの口癖である）。しかし、誰一人として文句はいわない。交替させられて、反抗的な目をするヤツが一人くらいいても、よさそうな気もするが、そのような者も皆無である。

誰にも邪魔されずに、思うがままに人を動かす。これは、「権力」そのものである。しかも、「カントクう〜」などと、ちょっぴり敬意をもって呼ばれたりする…。カントクとは、ちょっとした「権力者」であり、この蜜の味を一度覚えたら、選手なんて、バカバカしくて、やっちゃいられない…。

第3章 第1次権力闘争の勃発と「GMの誕生」

こうしてカントク生活を謳歌する日々が続いたが、悩みの種は、優勝できないことであった（東京法律チームは、毎年、3位、4位周辺をうろうろしていた…）。

「事件」が起きたのは、2016年のことである。この年の団スポの1ヵ月程前に、東京法律チームと東京東部チームとの練習試合が行われた（東京東部チームには、東京東部事務所に所属していない「外人」も参加していた）。切り込んできたのは、井ノ丸氏（仮名。実在する東京法律事務所の30期の弁護士）であった。1991年の優勝を知る数少ない一人で、「もう一度優勝しなければ、死んでも死にきれない」というのが口癖である。

練習試合終了後の懇親会で、井ノ丸氏は、練習試合に参加した東部事務所の「外人部隊」の面々に声をかけ始めた。「今年の団スポは、東京法律チームで出場してよ」などと。そればかりか、「そういえば、〇〇事務所や、△△事務所にも、うまいヤツがいたなあ〜。彼らにも呼びかけて、東京法律チームに参加してもらおう」とも言い始めた。確かに、優勝することは東京法律チームの悲願である。しかし、外人部隊だらけで優勝しても、それは、東京法律チームが勝ち取ったものとは言えなくなってしまう。

井ノ丸氏の発言を苦々しく聞いていたカントクは、苦言を呈した。すると、井ノ丸氏は、「だったら、みんな、オレの養子にしちゃおう。そうすりゃ、みんな、東京事務所のファミリ一だ！」などと言い放った。養子！？……呆気にとられているカントクに、井ノ丸氏は、更なる追い討ちをかけてきた。「キミワダカントクは、優勝できていないからなあ。これからは俺がチームを引っ張っていく！」と。

団スポは、リクレーションではある。しかし、勝敗がつくゲーム（ソフトボール）をする以上、勝たなければ意味がない。「キミワダカントクでは、優勝できていない」（事実）、だから「別のリーダーが引っ張る」（道理）。この論法は、「事実と道理」を重んじる自由法曹団の伝

統にも合致するものであり、カントクは一瞬、言葉に詰まった…。カントク生活最大の危機である。

そこで、とっさに思い付いたのが「GM構想」であった。チーム編成は、新たに設けるGM（ジェネラルマネージャー）に任せるが、試合の現場は、カントクの指揮に委ねる、というのがそれである。井ノ丸氏をGMなどという訳の分からない地位にまつりあげ、現場での指揮権はがっちりとキープする、そうすれば、カントクの地位は安泰だ…。

第4章 第2次権力闘争と「無血開城」

井ノ丸氏との権力闘争を何とか乗り切った、とカントクは安堵に胸をなでおろしていた。しかし、井ノ丸氏は、攻撃の手を緩めなかった。現場はカントクに任せるという合意に反して、団スポの1週間前に、メンバー表なるペーパーを事務所中にばらまき、作戦会議を開催すると触れまわったのである。もちろん、カントクには何の相談もなしにだ。これこそは、民衆を惑わす「プロバガンダ戦術」に他ならない。

敵に隙あらば、一気呵成に権力の座を奪い取る…。これは権力闘争の鉄則でもある。しかも、井ノ丸氏には、「今年こそ、絶対に優勝する（キミワダカントクでは優勝できない）」という「錦の御旗」がある。普段から、「東京法律には、井ノバージョンが必要だ」などと言って憚らない井ノ丸氏を甘く見たことを、カントクは、心底後悔した。しかし、時すでに遅し、である…。血で血を洗う権力闘争に善良な所員を巻き込むわけにはいかない、そう考えたカントクは、潔く身を引くことを決意した。いわゆる「無血開城」である。

そして、カントクが誕生した時と全く同様に、自ら所内MLにメールを投じた。「かねてより『解任』の噂を流されていた、君和田カントクが、退任の意向を表明した」と。奇しくも、カントク就任から丸10年が経過した2016年10月22日のことであった。メールの末尾には「今後、東京法律チームは、GMのもとで再建が図られる（らしい）」と書き添えた。括弧付きで、（らしい）という一語をつけ加えるのが、カントクとしてのせめてもの（そして最後の）抵抗であった。

第5章 民衆の反乱と「ダン密」の締結

こうして、10年間に及ぶカントク生活に終止符が打たれた…。はずであった。

が、ここで、予想すらできなかったことが起きた…。カントク退任のメールが投じられた直後から、「カントク、本当に辞めちゃうんですか！？」、「ウソでしょお〜」、「何で、辞めちゃうの？」、「カントク辞めないで！」といった悲鳴にも近い声が数多く寄せられたのである。1955年に設立され、70年近い歴史を誇る東京法律事務所のなかでも、特筆すべき出来事であり、「民衆の反乱」として知られている。この民衆の反乱に、井ノ丸氏が恐れおののいたことは、言うまでもない。

権力を支える最大の基盤は、民衆の支持である。そして、権力者が最も恐れるのは、民衆の反乱である。この民衆の反乱をいち早く察知した井ノ丸氏は、さらなる反乱が広がることを阻止すべく、カントクに擦り寄ってきた。こうして、団スポをめぐる密約（いわゆる「ダン密」）が結ばれることになる。その内容は、①優勝チームに荣誉として与えられる東京支部ニ

ユース原稿の執筆権は、カントクが独占する、②優勝祝賀会の費用は、全額カントクが負担する、③以上を条件として、「カントクーGM体制」を維持する、というものであった。

密約の①は分かるが、②は逆でないか、などと考えた読者がいたとすれば、まだまだ勉強が足りない…。祝賀会の飲み会費用を自腹で払えば、「さすがカントク、太っ腹!」、「カントク、カッコいい〜」などと賞賛され、民衆の支持は、確固たるものとなる。そう! 権力を維持するために、「カネ」は欠かすことのできない必須のアイテムなのである。

◆エピローグ 一団スポとは「謙虚さ」にあると見つけたリ…

権力闘争は終わった。あとは、カントクとして優勝を勝ち取るだけだ。しかし、その後の団スポは、相次ぐ雨天やコロナ禍に見舞われ、今年、正常なかたちでの開催に復するまでに、長い歳月を要した。

カントクとの権力闘争を演じたGMこと井ノ丸氏は、この間、古稀を迎えていた。しかし、70歳を超えた今でも、井ノ丸氏は、現役のピッチャーである。旬報法律との決勝戦の火ぶたが切られる直前、井ノ丸氏がカントクに語り掛けてきた。「先発で登板するが、優勝投手は若手に譲る…」と。な、なっ、何という謙虚さ! この言葉は、ホントーに、あの井ノ丸氏の口から発せられたものかと一瞬耳を疑ったが、その一方で、人はいくつになっても成長を続けるものだと感心もさせられた…。そして、冒頭に記載したとおり、東京法律チームは、32年ぶりの優勝を勝ち取ったのである。



優勝の要因は、やはりカントクの采配にあったのですか? 「そら、そうよ」と答えたいところだが、その真相については、別の機会に譲ろうと思う。なぜなら、GMとの権力闘争を生き抜いたカントクは、団スポとは、謙虚さにあると見つけたからである…。

◆後注

この手記は、2017年の団スポ（雨天中止）の前日に書き下ろした原稿に、2023年の優勝を踏まえたプロローグと、エピローグを付け加えることで完成させたものです。この手記の80%は真実（歴史的事実）を記述したのですが、残りの20%は、筆者がチョー（超）得意とする脚色によるものであることをお断りしておきます。（了）

櫻井昌司さんを悼む

山本法律事務所 山本 裕夫

巨星墜つ。8月23日に櫻井昌司さん逝去の第一報を聞いたときに、私の脳裏を横切ったのは、その言葉である。櫻井さんはまさに巨星であったと思う。

櫻井さんと初めて会ったのは、1980年代初頭、千葉刑務所内でのことである。確定審の上告棄却決定を受けてすぐさま再審準備のための研究会が発足し、私はその会合の末席に加えていただいた頃のことである。お互いに緊張しての金網越しの面会であった。

その出会いが、私にとってその後の長きにわたる布川再審裁判闘争史の始まりであったが、その再審裁判が、櫻井昌司という我が国の冤罪闘争史を大転換させる人物を誕生させることになるうとは、誰も知る由はなかった。

櫻井さんを強盗殺人犯として処した確定審には11年を要した。さらに獄中での第1次再審から仮釈放までを加えて獄中生活は29年に及んだ。その獄中で、かつては不良で人様に迷惑をかけていた青年が、冤罪という運命と対峙する中で、自らの荒んだ過去を省みて、共犯とされた杉山さんとともに、獄中から広く支援を呼びかけた。しかし、真摯な真実の訴えでなければ、人々の心を打つことはないし、過去の間違った生活を省みることなくしてそのことは不可能である。その真摯な訴えを受け止め、何の見返りも求めず支援をしてくれる多くの人たちの優しさに会えることで、櫻井さんたちはさらに自らを成長させていった。櫻井さんが獄中で綴った詩の数々は、その成長の足跡を伝えて余りある（獄中詩集・CDブック『壁のうた』＜高文研＞。『俺の上には空がある広い空が』＜マガジンハウス＞）。

そうして湧き上がった無実を求める声は、再審無罪判決へと結実する。その布川事件の再審無罪判決は、代用監獄、別件逮捕、偽計や脅迫による違法取調べ、供述証拠偏重の取調べ、そして公判における証拠隠しと、見事なまでに冤罪の典型的な要素を抉り出し、告発し、我が国の刑事司法に深刻な反省を迫るものであった。

そして、櫻井さんは、違法な捜査は公判活動により、櫻井さんを獄に繋いだ検察・警察の責任追及へと歩みを進める。その真摯な訴えは、国賠の裁判官の心をも揺さぶって、東京地裁判決と東京高裁判決は、警察のみならず検察の捜査の違法を、そして警察官の偽証や検察官の証拠隠しの違法を、厳しく断罪した。私が若かった頃、再審での国家賠償など夢のまた夢であったが、いまや布川事件が切り開いた地平のうえに、東住吉事件の国賠判決、松橋事件の国賠訴訟、湖東記念病院事件の国賠訴訟と追及の手は途切れることもない。

櫻井さんの歩みは、冤罪被害者本人のそれに止まることはなかった。冤罪被害者として全国津々浦々の冤罪被害者を訪ね、励まして歩いた。弁護士会の集会をはじめ多くの市民集会にも出席して雪冤の展望を語り、さらに、冤罪犠牲者の会を創設し、冤罪被害者の先頭に立って、冤罪被害救済のうねりを作りだした。その活動や何事にもへこたれることのない生き様は映画『オレの記念日』（金聖雄監督）などの映像作品にも取り上げられ、感動を呼んだ。そしていま、再審法改正へと世論は大きく動き始めている。袴田さんたちの再審勝利が、それを実現してくれる日も近い。

8月2日、末期癌で闘病中の櫻井さんにメールを送った。「みんな復活を信じてます。不可能と思えることもことごとく可能に変えてきた人ですから。その信じる力が、体の免疫を活性化してくれるかもしれません。」「今朝のテレビで、再審、再審法改正をとりあげてました。大崎の根本裁判官、袴田の村山裁判官がテレビ画面に登場。改正の議論を後押ししてくれました。雪冤の日を信じる櫻井青年の心が、いま社会を揺さぶるところまで来ています。みんなが櫻井さんの戦列復帰を心待ちにしています。」これに対して、翌3日、「そうですね。ある意味、皆さんの想定外の生き方をして実現してきた私ですからね。ここでも想定外をお見せしなくては。頑張ります」と決意を語ってくれたのです。

再審法改正の知らせをきくことなく、先立たれたことが無念でならないが、櫻井さんが生み出した志を継ぐ人達が、そして櫻井さんの生き様に心打たれた多くの人達が、櫻井さんのあとを継いで、再審法改正の実現と刑事司法の民主化のために全力を尽くしてくれるに違いない。

櫻井さん、有り難う。安らかにお休み下さい。



特別報告集を作成します

支部団員や団事務所の事務員であれば、どなたでも執筆できます。ご自分の扱っている事件や活動について、原稿をお寄せください。

字数：1200～1600字

締切：2024年1月9日（火）午前10時

送付先：dantokyo@dream.com

（訂正 11月支部ニュース）

誤「なんと32年ぶりに有徴した東京法律チーム」

正「なんと32年ぶりに優勝した東京法律チーム」

ご迷惑おかけしました。



全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、障害程度別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満年齢				
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3権本ビル3F
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJJ2-08407 2022年10月3日)